

新型コロナウイルス関連情報

市民生活への支援

市は、コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受ける市民の皆さんの生活を支援するため、国の「地方創生臨時交付金」を活用し、新たに次の経済的支援を行います。

●下水道使用料の減免

家庭の下水道使用料2カ月分を全額免除します。8月～11月の使用水量のうち2カ月分(10月～11月検針分)の料金が対象です(用途は家事用に限る)。農業・漁業の集落排水処理施設の使用料や、し尿処理手数料も減免の対象です。手続きの必要はありません。

共同住宅でオーナー等が一括で支払っている場合は、入居者への還付等をお願いします。下水道使用料についての問い合わせは下水道料金課(☎711・4507 ☎733・5596)へ。

●給食の食材高騰への対策

学校や保育所の給食材料費も上昇傾向にあります。価格高騰分を交付金で補い、保護者の経済的負担を増やすことなく給食の質を維持します。

市内の市立小中学校、特別支援学校(全220校)については、食材価格高騰分を学校給食費の予算に追加します。

保育所については、今年度と昨年度の材料費の差額分を、各施設に助成します。保育所や認定こども園など781施設が対象です。

学校給食についての問い合わせは、給食運営課(☎711・4642 ☎733・5865)、保育所の助成については運営支援課(☎711・4245 ☎733・5718)へ。

事業者への支援

市は、国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を受けて、市内の事業者等を対象に支援を行います。

●経営相談・診断助言

経営改善や補助金の利用促進に向けて、市中小企業サポートセンター(福岡商工会議所ビル2階)の経営相談窓口を増やし、体制を強化します。

市内に事業所を有する中小企業者等を対象に、専門家が相談に応じます。また必要に応じて専門家を派遣し、経営改善に向けた取り組みや国の補助金活用の計画助言なども行います。問い合わせは経営支援課(☎441・2171 ☎441・3211)へ。

●支援金等の申請サポート

中小企業者等が利用できる支

援策の案内や、支援金の申請代行に係る費用の一部を助成します。

国などの各種事業者向け支援制度について、電話相談や専門家による訪問相談を無料で行います。

支援金の申請代行については、社会保険労務士に依頼した場合の費用の5分の4(上限10万円)を助成します。7月1日(金)以降に申請した雇用調整助成金など市が指定する助成金が対象です(7月1日から受け付け開始)。

詳しくは、市事業者向け支援金等案内センター(☎600・0293 平日午前9時～午後5時)に問い合わせるか、市ホームページ(「福岡市 事業者相談」で検索)でご確認ください。

●文化・エンターテインメントイベント支援

文化・エンターテインメント業界の事業継続を促すため、一定規模以上のイベントの開催経費を支援します。

イベント主催者または企画制作・運営者等を対象に、経費250万円以上か集客人数500人以上のイベント開催経費のうち、地域経済活性化や感染症対策のための経費等の2分の1(上限100万円)を支援します。問い合わせはコンテンツ振興課(☎711・4329 ☎711・4354)へ。

●地元水産物の給食提供

需要の減少や価格低下の影響を受ける漁業者を応援するため、地元水産物を学校給食で提供します。10月以降、市立小中学校と特別支援学校の給食メニューに2回登場します。

問い合わせは水産振興課(☎711・4364 ☎733・5557)へ。

新型コロナウイルスワクチン

新型コロナウイルスに罹患した場合の重症化予防を目的として、ワクチンの4回目接種を実施しています。

●対象者

3回目接種から5カ月が経過した▽60歳以上の人▽18歳～59歳で基礎疾患のある人、その他重症化リスクが高いと医師が判断した人が対象です。

●接種券の送付

60歳以上の人と、これまでの接種で市に基礎疾患の登録をしている人に、接種可能な時期に合わせて、順次接種券を送付しています。基礎疾患の登録をしていない人は、左記コードから登録するか、市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎260・8405 午前8時半～午後5時半 ☎260・840)に連絡を。

●接種会場と予約

接種は、地域のクリニックのほか、中央体育館(中央区赤坂二丁目)や、もちち体育館(早良区百道二丁目)で実施しています。予約は、市ホームページ(「福岡市 コロナワクチン」で検索)または、市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターへ。公民館で予約サポートも行っています。詳細は、公民館だよりで確認するか公民館予約サポート案内(☎402・2483)へ。

●体調が悪いと感じたら

発熱などの症状がみられるときは、外出を控え、身近な医療機関で相談・受診をお願いします。相談する医療機関に迷ったときは、市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル(☎711・4126 24時間対応 ☎406・5075)に問い合わせを。

**福岡マラソン2022
ランナー応援イベント
出演者募集**

11月13日(日)に開催する「福岡マラソン2022」のコース沿道の今津運動公園(西区今津)で、ランナーに向けて応援パフォーマンスを披露する個人・団体を募集します。

《募集期間》7月1日～8月16日(消印有効)

《募集演目》パフォーマンス(ダンスやチアリーダー等)、民族芸能(民舞や太鼓等)など、発声を伴わない演目



沿道でのパフォーマンス(令和元年)

※時間は約20分。8団体程度募集(1団体50人以内)。申し込み多数の場合は抽選。感染症対策のため、演目などに制限があります。詳細は、大会ホームページ(「福岡マラソン」で検索)の募集要項でご確認ください。

《申し込み方法》出演申込書に必要事項を記入し、郵送(〒810-8620 市役所7階)かメール(✉event@f-marathon.jp)で下記申込先へ。大会ホームページでも受け付けます。申込書は大会ホームページからダウンロードするか、下記担当へ問い合わせを。選考結果は9月中旬ごろ郵送で通知します。

■問い合わせ・申込先/福岡マラソン実行委員会ランナー応援イベント担当 ☎711-4422 ☎733-5595

後期高齢者医療制度

令和4年度保険料のお知らせ

令和4年度後期高齢者医療保険料の決定通知書を7月中旬に、被保険者全員に郵送します。

●保険料の納付方法

保険料は、原則として特別徴収(年金天引き)ですが、年金受給額等により普通徴収(納付書払いや口座振替)に変わっている場合があります。必ず決定通知書をご確認ください。

年金天引きや納付書払いの人で、口座振替を希望する人は、住所地の区役所・出張所の保険年金担当課にお問い合わせください。国民健康保険で口座振替を利用していた人が、後期高齢者医療制度で口座振替を希望する場合も、再度申請が必要です。

●新しい保険証(水色)を7月中旬に郵送

簡易書留による送付を希望する人は、7月4日(月)までに住所地の区役所・出張所の保険年金担当課へご連絡ください。これ

まで簡易書留で送付されている人は、連絡は不要です。

なお、今年10月1日(土)から、窓口負担割合が1割の人のうち一定の所得・収入のある人は、2割負担になります。これに伴い、今回送付する保険証の有効期限は、負担割合に関係なく、全て9月30日(金)です。詳細は保険証と同封の通知書をご確認ください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証の更新
現在、限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人で、8月以降も該当する人には、7月末までに新しい認定証を郵送します。

●新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受け納付困難な場合で、次の要件を満たす場合は、保険料が減免されます。

【全額免除】主たる生計維持者

(世帯主)が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯の人。

【一部減額】主たる生計維持者

(世帯主)の収入減少が見込まれる世帯で、次の全てを満たす人。
①令和4年中の事業収入や給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、令和3年中に比べて10分の3以上減少する見込みである。

②令和3年中の所得の合計額が1千万円以下である。
③①に該当する種類以外の収入の令和3年中の所得合計額が400万円以下である。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。申請に必要な書類等の詳細については、住所地の区役所・出張所(入部出張所を除く)の保険年金担当課にお問い合わせください。

保険料決定の仕組みや健康診査については、県後期高齢者医療広域連合(☎651・3111) ☎651・3901へ。

障害者手帳を持っている人へ

福祉乗車券等の申請のご案内

市は、障がいのある人の社会参加を応援するため、交通費の一部を助成する「福祉乗車券」等を交付しています。

●交付対象者

市に住民登録があり、前年度の所得が200万円未満(対象者が18歳未満の場合は、世帯の合計所得が200万円未満)で、次の手帳を持っている人。

- ▽身体障害者手帳1級〜3級
- ▽療育手帳A▽精神障害者保健福祉手帳1級▽被爆者健康手帳
- ▽戦傷病者手帳

前記に該当しない等級の障害者手帳等を持っている70歳以上の人は、「高齢者乗車券」の交付対象となります(所得により制限あり)。高齢者乗車券の詳細は、市政だより7月15日号の中

面折り込みをご覧ください。

●福祉乗車券等の種類

交通用福祉ICカードや福祉乗車券など7種の券種のうち1種を年に1回交付します。左上の囲み参照。紛失した場合、再交付はできません。

●交付期間・交付額

8月1日(月)〜来年9月30日(土)。申請月により交付額が変わります。左下表参照。

●申請方法

昨年度交付を受けた人に、7月初旬に届くよう申請書を郵送します。郵送するか、右記コードからオンライン申請してください。



スマホはこちらから

昨年度に交付を受けていない場合や、住所が変更になった等の理由で申請書が届かないときは、福祉乗車券等郵送受付センター

0・368・300 ☎0120・368・350

ターにご連絡ください。

●交付方法

8月上旬から受け付け順に簡易書留で送付します(区役所窓口での交付はありません)。有効期限が9月30日(金)の福祉乗車券を持っている人で、継続して福祉乗車券を希望する人には、9月下旬に送付します。

なお、令和2年度以降に発行された交通用福祉ICカードを持ち、今年度も希望する人には「交付決定通知書」を8月中旬から受け付け順に郵送します。通知書が届いたらポイントチャージ専用機や地下鉄各駅の券売機等でチャージしてご利用ください。チャージ方法やチャージ場の詳細は、通知書に同封するチラシでご案内します。

お問い合わせ先/福祉乗車券等郵送受付センター ☎0120・368・300 ☎0120・368・350

健康診査を実施します

後期高齢者医療の被保険者を対象に、健康診査を実施しています。生活習慣病の予防および早期発見のために、年1回受診しましょう。来年3月31日まで受診できます。

受診票は毎年4月下旬に郵送しています。今年度75歳になる人には誕生月の10日頃に郵送します。受診の際は、事前に医療機関へご相談ください。



よかるーもん

【問い合わせ先】

各区(出張所)保険年金担当課

区(出張所)	電話	ファクス
東	645-1102	631-6463
博多	419-1118	441-0075
中央	718-1124	725-2117
南	559-5152	561-3444
城南	833-4123	844-6790
早良	833-4372	846-9921
(入部)	804-2014	803-0924
西	895-7090	883-6690
(西部)	806-9432	806-6811

福祉乗車券等の券種と有効期限

【券種】

①交通用福祉ICカード

交通系ICカード全国相互利用サービス対象路線で利用できます。※繰り返し使います。カードの残額がなくなっても、大切に保管してください。



②福祉乗車証

市地下鉄全線で利用できます。

③タクシー助成券

登録事業者(交付時に一覧表を同封)のタクシーを利用する際に、1乗車につき1枚(500円)使用可能です。

④今宿姪浜線乗合マイクロバス回数乗車券

⑤市営渡船乗船引換券

⑥早良区大字西地区乗合タクシー回数乗車券

⑦曲淵線乗合タクシー回数乗車券

【有効期限】

①なし。②〜⑦は来年9月30日(土)まで。

福祉乗車券の交付額

申請月	7~12月	来年1~3月	来年4~6月	来年7~9月
市民税非課税の人	12,000円	9,000円	6,000円	3,000円
所得200万円未満の人	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円



福岡のスポーツチームを応援しよう!

7月前半の福岡ソフトバンクホークスのホームゲームは、7月8日(金)午後6時、9日(土)午後6時、10日(日)午後1時 対北海道日本ハム、12日(火)午後6時、13日(水)午後6時、14日(木)午後6時 対オリックスです。🏟️ペイペイドーム(中央区地行浜二丁目)

手話での問い合わせが可能に

市は、7月1日(金)から区役所の障がい者窓口で、ビデオ通話を活用した手話による問い合わせ対応を始めます。市在住の聴覚障がい者など、主に手話で会話している人が対象で、自宅から福祉・介護保険課への問い合わせ



わせが可能になります(障がいの程度や手帳の有無は不問)。利用には、パソコンやスマートフォンなどの通信機器と、ウェブ会議サービス「Zoom」への事前登録が必要です。利用料は無料ですが、Zoomのダウンロードや利用時に発生する通信料、利用のための機器購入費用等は、使用者の負担となります。

【利用可能時間】

平日 午前11時～午後4時
※担当者の不在等で対応できない場合もあります。

【問い合わせ内容】

各種申請のための必要書類についてや手続き方法などの問い合わせが可能です。※内容によっては、メールやファクス、窓口での対応になります。Zoomのビデオ通話以外の機能(チャット等)は使用できません。通信環境によっては、正常に作動しない場合があります。

【申請方法】

申請書に必要な事項を記入し、お住まいの区の福祉・介護保険課に持参するか、郵送でお申し込みください。申請書は同課窓口で入手できるほか、市ホームページ(「福岡市 手話問い合わせ」で検索)からもダウンロード

【問い合わせ先】

各区福祉・介護保険課

区	電話	ファクス
東	645-1067	631-2191
博多	419-1079	441-1701
中央	718-1100	715-5010
南	559-5121	512-8811
城南	833-4102	822-0911
早良	833-4353	831-5723
西	895-7064	881-5874

申し込みと後日、同課から連絡先交換依頼が届き、承認すると利用可能になります。Zoom利用について心配な場合は、同課窓口にスマホ等の使用機器をお持ちください。記事に関する問い合わせは、障がい者支援課(☎711・4985)711・4818へ。



笑顔の輪を広げる「ハッピーボックス」

皆さんの「ちょっといい話」や「うれしかったこと」、地域で活躍する人たちなどを紹介します。

案内ありがとう

(博多区 70代)

先日、東区役所に向かう途中で道に迷いました。通りがかりの女性に道を尋ねたら、区役所まで一緒に歩いてくれました。その節は、お世話になりました。

皆さんの親切に感謝

(中央区 80代)

タクシーに財布を忘れてしまいました。タクシー会社に電話したら、次のお客さんが見つけてくれたとのこと。現金もカードも全て戻ってきました。皆さん

市環境行動賞が決定しました

市の親切に心から感謝します。

市は、環境保全・美化、ごみ減量・リサイクルなどに貢献した個人・団体・学校・事業者を2年に1度表彰しています。第11回受賞者は次の通りです(かっこ内は主な活動区)。

【大賞】すみよい今津をつくる会(西区) カブトガニの産卵場所・今津干潟の保全活動

【最優秀賞】▽個人 鶴田義明さん(全市) 市内の保育園や小



6月9日の表彰式で賞状を授与された「すみよい今津をつくる会」会長の横尾安弘さん

学校で自然体験学習を長年実施▽団体 石坂子ども会育成会(東区) 公園清掃のほか高齢者宅の廃品回収を30年近く行う▽学校 キッズ・キッズ保育園(博多区) 園の近隣公園等に花やサツマイモなどを植える活動▽事業者 トヨタカローラ福岡(早良区) 12年間の環境保全活動のほか、他企業への助言も行う

できます。

申し込むと後日、同課から連絡先交換依頼が届き、承認すると利用可能になります。Zoom利用について心配な場合は、同課窓口にスマホ等の使用機器をお持ちください。記事に関する問い合わせは、障がい者支援課(☎711・4985)711・4818へ。

新設した「みらいチャレンジ賞」には▽香椎下原校区八尻子ども育成会(東区)▽市立奈多小学校(東区)▽市立博多工業高等学校(城南区)―が選ばれました。若い世代にも、環境に優しい行動が広がっています。

住所・氏名・年齢を記入の上、広報課「ハッピーボックス」係(〒810-8620市役所10階)へ、はがきか封書、またはメール(☎shiseidayorioubo@city.fukuoka.lg.jp)でお寄せください。写真やイラストなどの投稿も併せてお待ちしております。※氏名は掲載しません。

■問い合わせ先/広報課
☎711-4016 ☎732-1358



福岡市民芸術祭

音楽、美術、演劇などを楽しもう

「福岡市民芸術祭」は、市民の文化芸術活動の発表の場として、毎年10月～12月に開催される芸術の祭典です。市内各所で多彩な催しが行われます。

【オープンライブイベント】

フィジカルコメディ舞台『ケッチスケッチ』

世界35カ国を回り、パントマイムなど身体の動き一つで人々を魅了してきた、元「がくまるちよば」の赤モヒカンことケッチのソロ舞台です。



アーティスト活動だけでなく、演出やワークショップも行うケッチ

00円、A席2500円、高校生以下各1000円引き ※チケットぴあ、ローソンチケット、インプレサリオチケットで販売。

福岡を拠点に活躍するケッチが、パントマイムや手品、ジャグリング、音楽など、言葉を使わない「フィジカルコメディ」で多くの人に元気と笑顔を届けます。

期9月25日(日)午前11時半開演、午後3時開演(演)なみきホール(東区千早四丁目) ☎S席35

化芸術振興財団 ☎263・6259
65 ☎263・6259



博多リバレインのパブリックアート

「てくてくさんぽ はかたまちあるきパブリックアートツアー」を開催

芸術の表現方法や感じ方はさまざまです。講師と共に福岡アジア美術館(博多区下川端町)とその周辺を歩き、まちの中にある芸術作品から感じたことを語り合う、ワークショップを行います。

期8月11日(木・祝)午後3時から、28日(日)午前10時から、午後3時から(各回約3時間) ☎1,000円 ☎小学3年生以上 ※応募多数の場合は抽選 期7月1日(金)午前10時～31日(日)にホームページ(「福岡市文化芸術振興財団」で検索)の応募フォームから申し込みを。ファクス(☎263-6259)でも受け付けます。

国民年金保険料

納付が難しい人は相談を

国民年金保険料を未納のままにしていると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなるだけでなく、全く受け取れない場合もあります。納付が難しい場合は、免除や納付猶予の制度が利用できます。令和4年度分(令和4年7月～5年6月分)の申請受け付けを、7月1日(金)から各区役所・出張所で開始します。

●免除制度

収入の減少や失業などにより納付が難しい場合は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下であるなどの条件に応じて、左表の通り免除されます。

●納付猶予制度

50歳未満の人で保険料を納めることが難しい場合は、世帯主の所得にかかわらず、本人・配偶者の前年所得が一定額以下であるなどの条件を満たせば、納付が猶予されます。

<納付する保険料>

令和4年度は月額16,590円、3年度は月額16,610円です。

区分	令和3年度 保険料(月額)	令和4年度 保険料(月額)
全額免除	0円	0円
4分の3免除	4,150円	4,150円
半額免除	8,310円	8,300円
4分の1免除	12,460円	12,440円

●学生納付特例

大学や専門学校等に通う学生は、本人の前年所得により保険料の納付が猶予されます。

●新型コロナウイルスの影響に伴う免除等の臨時特例

新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、当年中の所得見込額が、申請する年度の国民年金保険料の免除等の条件に該当する場合は、臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予・学生納付特例の申請手続きができます。

詳しくは各区担当課Ⅱ左下表Ⅱへお問い合わせください。

●申請は郵送・電子申請で

申請時には、年金手帳、または基礎年金番号通知書と身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)が必要です。

また、失業が理由で申請する場合は、雇用保険受給資格者証か雇用保険被保険者離職票(写しでも可)を添付してください。

免除・納付猶予制度等については、申請月の2年1カ月前までの未納期間についても申請できます。

マイナンバーカードを持っている人は、マ

【問い合わせ先】

各区(出張所)国民年金担当課

区(出張所)	電話	ファクス
東	645-1104	631-6463
博多	419-1120	441-0075
中央	718-1126	725-2117
南	559-5155	561-3444
城南	833-4125	844-6790
早良	833-4323	846-9921
(入部)	804-2014	803-0924
西	895-7092	883-6690
(西部)	806-9433	806-6811

イナポータルで国民年金の加入の届け出、国民年金保険料の免除・納付猶予の申請、学生納付特例の電子申請ができます。

●保険料の追納制度

免除や納付猶予の承認を受けると、保険料を全額納付した場合に比べ、年金額が減額されます。年金額を増やすために、10年以内であれば免除等を受けた期間の保険料をさかのぼって納める「追納」ができます。

詳しくは住所地の年金事務所
▽東区Ⅱ東福岡 ☎651-7967
▽博多区Ⅱ博多 ☎474-0012
▽中央区Ⅱ中福岡 ☎751-1232
▽南区Ⅱ南福岡 ☎552-6112
▽城南区Ⅱ早良区・西区Ⅱ西福岡 ☎883-9962
に問い合わせを。

【博多年金事務所移転のお知らせ】

博多年金事務所は7月19日(火)に博多区博多駅東三丁目14の1(「Tビルディングハカタイースト4・5階」)に移転します。電話番号の変更はありません。

人権 スケッチ

第47回

水平社創立100年、人間の尊厳を差別克服の基軸に

被差別部落(同和地区)の出身という理由だけで、偏見の目を向けられる人たちがいます。戦後、その解決に向けて、国は被差別部落の生活環境の改善や、人権に関する啓発・教育を推し進めました。しかし、2016年施行の部落差別解消法に明記されている通り、今な

お部落差別は存在しています。人前での露骨な差別は影を潜めましたが、近年はインターネットへの差別的な書き込みや画像の投稿が増えています。

結婚や転居に際して同和地区かどうかを聞き出そうとするやりとり、勝手にさらされる名前や住所など、うわさや悪意ある発信が、無自覚に拡散されています。こうした人権に対する感覚の欠如が新たな差別を生んでいます。

今から100年前、いわれない部落差別と闘うため、当事者たちが立ち上がり、全国水平

社が創立されました。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」こう結ばれる水平社宣言は日本初の人権宣言とされ、アイヌ民族や在日コリアン、障がい者、公害病などの人権運動に影響を与えました。

宣言は「人間の尊厳」を何よりも重んじています。人権意識が揺らぐ今、その精神は部落差別だけでなく、あらゆる人権課題を克服する基軸になるでしょう。

■問い合わせ先/市人権啓発センター ☎717-1237 ☎724-5162

最大2万円分 電子マネー等がもらえます

マイナンバーカードと連携した電子マネー(交通系ICカード、コード決済など)やクレジットカード等のキャッシュレス決済サービスのポイントがもらえるキャンペーン第2弾の申し込みが、6月30日(木)から開始されます。

マイナンバーカードの取得で5,000円分(チャージまたは買い物で付与。第1弾で申し込んだ人は対象外)、健康保険証利用の申し込みで7,500円分、公金受取口座の登録で7,500円分、合計最大20,000円相当のマイナポイントがもらえます。マイナンバーカードを9月末までに申請した人が対象です。

●期日前投票所の会場となる各施設でも

市は、参議院議員通常選挙の期日前投票期間中、会場となる各施設で、マイナンバーカードの申請など、マイナポイントの申し込みに必要な手続きをサポートします。詳細は、市ホームページ(「福岡市マイナポイント」で検索)で確認を。

■問い合わせ先/▷市マイナンバーカード出張サポート受付センター ☎260-3590 ☎272-2312▷市マイナポイントコールセンター ☎050-3684-4776



マイナンバーカード窓口を7月2日(土)・3日(日)に臨時開庁

各区役所の市民課、入部・西部出張所で、マイナンバーカードの受け取りや、暗証番号を忘れた人の再設定などができる窓口を7月2日(土)・3日(日)午前10時～午後2時に臨時開庁します。※引越しの手続きや証明書の発行はできません。詳細は、市ホームページ(「福岡市 マイナ臨時開庁」で検索)で確認するか、戸籍住民課(☎711-4074 ☎733-5595)へ。

